

平成 29 年度中間貯蔵施設における除去土壌等の減容・再生利用方策検討
ワーキンググループの設置について

1. 目的

再生資材化した除去土壌を安全に利用する方策について検討するため、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」（以下「検討会」という。）設置要綱の 3 項（5）※に基づき、「中間貯蔵施設における除去土壌等の減容・再生利用方策検討ワーキンググループ」（以下「再生利用 WG」という。）を設置する。

2. 検討事項等

再生利用 WG では、検討会の示した方針にしたがって、中間貯蔵除去土壌を再生資材化し、安全に利用する方策について検討を行う。また、再生利用 WG の委員構成は別添のとおりとする。

3. 事務

再生利用 WG の事務は、環境省から受託した公益財団法人原子力安全技術センターが行う。

4. その他

- ・再生利用 WG において取りまとめた結果は、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」に報告し、その検討に資するものとする。
- ・再生利用 WG は必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。

※「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」設置要綱

3 検討会の構成

- (5) 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討会にワーキンググループ又は臨時委員を置くことができる。

以 上